第五十三条の二第一項中「年五分」を「国債の利率を基礎として農林水産大臣の定める率」に改める。

第七十八条第一項第二号の六の次に次の一号を加える。

二の七　法第八十五条第一項、法第八十五条の二第一項又は法第八十五条の三第一項若しくは第六項の申請によつて都道府県が行う土地改良事業であつて、農用地災害防止ため池整備計画に従つて行うものにあつては、当該土地改良事業に要する事業費の額に百分の五十（農林水産大臣が受益地の地積等を勘案して定める基準に該当する事業又は地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域において行う事業にあつては、百分の五十五）を乗じて得た額に相当する額

第七十八条第二項の表沖縄県の項中「前項第二号の六」を「前項第二号の七」に改め、同表奄美群島の項中「前項第二号の六」を「前項第二号の七」に改め、同表離島の項中「百分の五十二」を「百分の五十五」に、「前項第二号の六」を「前項第二号の七」に改める。

前項第二号の六	百分の五十
前項第二号の七	百分の七十五

前項第二号の六	百分の五十
前項第二号の七	百分の六十

前項第二号の六	百分の五十
前項第二号の七	百分の五十五

百分の五十	百分の五十（農林水産大臣が受益地の地積等を勘案して定める基準に該当する事業又は地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域において行う事業にあつては、百分の五十五）
百分の五十	百分の五十（農林水産大臣が受益地の地積等を勘案して定める基準に該当する事業又は地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域において行う事業にあつては、百分の五十五）
百分の六十	百分の六十（農林水産大臣が受益地の地積等を勘案して定める基準に該当する事業又は地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域において行う事業にあつては、百分の七十）
百分の六十三分の二（農林水産大臣が受益地の地積等を勘案して定める基準に該当する事業にあつては、百分の六十）	百分の六十
百分の五十	百分の五十五

百分の五十	百分の五十（農林水産大臣が受益地の地積等を勘案して定める基準に該当する事業又は地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域において行う事業にあつては、百分の五十五）
百分の六十	百分の六十

に改め、同条第五項中「、第二号の四」を「から第二号の四まで」に、「同項第二号の二」を「第二項の規定にかかわらず、第一項第二号の二」に改める。

附則第三項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

（独立行政法人水資源機構法施行令の一部改正）

第二条　独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第六項中「年五分」を「国債の利率を基礎として主務大臣が定める率」に改める。

（旧土地改良法施行令の一部改正）

第三条　土地改良法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第百七号）附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令による改正前の土地改良法施行令の一部を次のように改正する。

第五十二条の二第一項第一号中「年五分」を「国債の利率を基礎として農林水産大臣の定める率」に改める。

第五十三条第二項本文中「すべて」を「全て」に、「年五分を」を「国債の利率を基礎として農林水産大臣の定める率を」に改め、同項第一号中「すべて」を「全て」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　土地改良法第八十五条第一項に規定する国営土地改良事業に係る負担金でその支払期間の始期が平成二十七年度以前であるものの利率については、なお従前の例による。

（東日本大震災復興特別区域法施行令及び大規模災害からの復興に関する法律施行令の一部改正）

第三条　次に掲げる政令の規定中「第八項」を「第九項」に改める。

一　東日本大震災復興特別区域法施行令（平成二十三年政令第四百九号）第六条第一項第二号

二　大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百三十七号）第二条第一項第二号

2　次に掲げる政令の規定中「第二号の四」の下に「、第二号の七」を加える。

一　東日本大震災復興特別区域法施行令第六条第二項

二　大規模災害からの復興に関する法律施行令第二条第二項

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　森山　裕
国土交通大臣　石井　啓一

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎